

社会福祉法人美和会
令和8年度 介護職員等処遇改善加算制度の仕組みのお知らせ

1 令和8年度介護報酬改定による「処遇改善加算の拡充」に伴う一部見直しについて

(1) 現行の「①介護職員処遇改善加算」配分の継続と変更点 **(6月支給分から実施)**

職 名	定額加算			実績加算		
	基本給加算 (昇給・格差是正)	資格手当 加 算	役職(主任・副 主任手当)加算	夜勤勤務 加 算	デイ運転加算	訪問加算
介護員(兼務含む)	◎	◎	◎	◎	◎	
看護員	◎	◎	◎		◎	
生活相談員	◎	◎	◎		◎	
栄養士・調理員	◎	◎	◎			
登録ヘルパー						◎
介護支援専門員	◎	◎	◎			
事務員	◎	◎	◎			
施設長・事務長・部長	○	○	○			

◎は現行の介護職員処遇改善加算算定対象分

◎は単価アップ(6月分から改定) →

・資格手当 単価アップ(6月分から改定)
・対象資格 介護福祉士、准看護師・管理栄養士
・改定月額 業務従事 14,000円を 17,000円へ

○は美和会独自財源による加算分

(2) 「②介護職員等特定処遇改善加算」配分には変更なし

グループ	配分区分	月 額	算定基準	備 考
A 経験・技能のある介護職員 (他法人を含め10年以上の 勤務経験を有する常勤職 員)	ア 介護福祉士取得後経験年数が 10年以上の場合	18,000 円	基本額 6,000 円 夜勤1回当り 3,000 円	夜勤4回の場合
	イ 介護福祉士取得後経験年数が 5年以上の場合	16,000 円	基本額 6,000 円 夜勤1回当り 2,500 円	夜勤4回の場合
	ウ 上記の要件に該当する介護福祉 士であって夜勤を行わない場合	7,500 円	定額	

グループ	配分区分	月 額	算定基準	備 考
B 他の介護職員	ア 介護福祉士であって夜勤を行う 場合	14,000 円	基本額 6,000 円 夜勤1回当り 2,000 円	夜勤4回の場合
	イ 介護福祉士を有しない介護職員 であって <u>継続</u> 夜勤を行う場合	10,000 円	基本額 3,600 円 夜勤1回当り 1,600 円	夜勤4回の場合
	ウ 夜勤を行わない介護職員	5,000 円	定額	

グループ	配分区分	月 額	算定基準	備 考
C その他の職種	A及びBに該当しない職員	5,000 円	定額	

(3) 現行の「③ベースアップ等加算」配分の継続と変更点 **(令和8年6月から単価アップ)**

令和8年6月分から「②介護職員等特定処遇改善加算」対象者に**一律5,000円/月アップ**

※一般改善手当 **10,000円が15,000円/月に増額になります。**

※契約職の方にも、勤務時間換算にて増額支給されます。

(4) R8年6月からの介護職員等処遇改善加算(新加算)に相当する報酬受領総額が、上記(1)~(3)で配分
する総額を上回る(見込み)場合には、**12月賞与支給日に別途、一時金**として配分支給します。

(5) 令和8年度処遇改善に要する費用の見込み額 : 42,650,405 円

令和8年5月28日

社会福祉法人美和会 施設長 森田 和利